

福井県産業人材U・Iターン促進事業に係る人材紹介会社の登録案内

本県では、県内企業が必要とする高度な専門性や技術を有する産業人材をU・Iターンにより確保するため、「福井県産業人材U・Iターン促進事業」（以下「本事業」という。）を平成27年度より実施しています。

今年度も引き続き本事業を実施しますので、本事業の趣旨に同意いただける人材紹介会社におかれましては、ぜひお申込みいただきますようお願いいたします。

1 登録条件

次に掲げる条件をすべて満たす人材紹介会社がお申込みいただけます。

- ①職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項に規定する有料職業紹介事業の許可を受けていること
- ②宗教団体や政治活動を主たる目的とする法人、もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある法人でないこと
- ③福井県産業労働部労働政策課との連絡調整が円滑にできること

2 事業概要

本事業の概要は下記のとおりです。

（以下、登録いただいた人材紹介会社を「登録人材紹介会社」といいます。）

【県の取組み】

- ①キャリア採用を目指す県内企業を対象にした実践セミナーを開催
 - ・登録人材紹介会社とセミナー参加企業のマッチング相談会（※）を同時に開催します。
 - （※）セミナー会場に登録人材紹介会社の相談ブースを設置し、セミナー参加企業からの求人相談等に応じていただきます。
- ②登録人材紹介会社の企業情報の周知・広報
 - ・県ホームページや県が作成するチラシ等により県内企業に周知・広報します。
- ③新規大学等卒業予定者を対象とした合同企業説明会等の開催
 - ・県が主催する新規大学等卒業予定者を対象とした合同企業説明会等の開催に合わせ、登録人材紹介会社に企業ブースを訪問していただき、県内企業の求人ニーズを把握していただきます。
- ④その他
 - ・登録人材紹介会社の要望等に応じ、県内企業の求人ニーズ把握に努めます。

【登録人材紹介会社の取組み】

- ①有料職業紹介を介して県外に在住している産業人材を県内企業に紹介し、就職に結びつけること
・県からU・Iターン者のマッチング実績を照会しますので回答にご協力ください。
- ②登録人材紹介会社が運用している自社のホームページに、県が指定するホームページのリンクを貼付すること
※運用しているホームページが存在しない場合は対応不要です。

3 用語の定義

【県内企業】

福井県内に事業所を有する事業主（個人事業主を含む。）とします。

【産業人材】

次に掲げる要件をすべて満たす者とします。

- ①県内企業が求める専門的な技術、技能、知識、ノウハウ、実務経験または指導経験を有すること
- ②県外に居住していた者が、県内企業への入社に伴い県内市町に転入すること

4 募集方法

【登録の受付期間】

平成30年5月24日（木）から随時受付

【申込方法】

所定の登録申込書に必要書類を添付の上、福井県産業労働部労働政策課に提出してください。（※郵送または直接持参により提出してください。）

【提出書類】

- ①人材紹介会社登録申込書（様式第1号）
- ②有料職業紹介事業許可証の写し
- ③有料職業紹介事業者の概要が分かるもの（パンフレットなど）
- ④誓約書（様式第2号）

5 事業実施期間

登録日から平成31年3月31日（日）まで

6 お問合せ先

福井県産業労働部労働政策課雇用対策グループ

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

TEL 0776-20-0390 / FAX 0776-20-0647

E-Mail rousei@pref.fukui.lg.jp